

商品名	
商品名	○デュエット契約者専用当座貸越「アシスト」
保証会社	○保証会社契約はございません。
ご利用いただける方	○VISA 一体型カード「デュエット」ご契約の方（年齢が満 20 歳以上、満 67 歳未満の方） ○随時返済方式のカードローンが「デュエット」契約口座にセットされていない方
お使いみち	○自由（ただし、事業性資金、旧債返済金は除きます）
ご利用限度額	○10 万円・・・「デュエット」ご契約のみの方 ○30 万円・・・当金庫にて給与振込（5 万円以上）、年金受取または毎月返済貸付（カードローン定額返済契約含む）がある方 給与振込予約、年金受取予約は対象となりません。直近振込日の実績により判断いたします。 ○50 万円・・・「デュエット」ゴールドカード会員の方 ※ 臨時職員・パート・アルバイト・専業主婦の方は 10 万円
ご融資方法	○「デュエット」契約口座に当座貸越を設定いたします。
ご利用期間	○契約日から 3 年後の応答日とし、以後、同期間の自動更新とします。最終期限は満 70 歳の誕生日の月末です。 ○「デュエット」が任意または強制退会となった場合は、契約期限が到来したものとみなします。
ご融資利率	○「デュエット」一般カード会員 年 8.0 % ○「デュエット」ゴールドカード会員 年 4.0 % （今後の金融情勢に応じて見直す場合があります）
遅延損害金	○14.60 %
ご返済方法	○随時返済 3 月、9 月の利息決算日に貸越利息を徴求いたします。（年 2 回） ○お利息の目安 10 万円を 1 ヶ月間ご利用になった場合（30 日で計算） 「デュエット」一般カード会員：約 657 円 「デュエット」ゴールドカード会員：約 328 円
連帯保証人・担保	○不要です。
手数料・保証料	○不要です。
その他	○審査によりご希望金額を変更させていただく場合がございます。 お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。 結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。 * お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。  当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

## 商品名 ○デュエット契約者専用当座貸越「アシスト」

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>) をご覧ください。

## (1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護

商品名	○デュエット契約者専用当座貸越「アシスト」
	<p>士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2) 移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

## 日本海信用金庫